

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

第1 基本方針	1
第2 主要事業	4
第3 実施計画	
基本目標1 地域福祉を支える仕組みづくり	
実施目標1 住民主体による地域力の強化を推進します	1 3
実施目標2 多機関協働による包括的な支援体制の構築を支援します	1 6
実施目標3 地域共生社会の基盤となる市町社協を支援します	2 0
基本目標2 地域福祉を支える組織・人づくり	
実施目標1 社会福祉事業者等を支援します	2 3
実施目標2 福祉サービスの担い手の確保と育成を支援します	2 5
基本目標3 災害福祉支援体制づくり	
実施目標1 災害に備えた支援体制を構築します	3 3
実施目標2 災害時の市町社協を支援します	3 5
基本目標4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり	
実施目標1 組織・経営強化を図ります	3 6
実施目標2 「人財」育成を図ります	3 8

本計画書は別途作成した「第五次活動推進計画」の理念・体系に基づいて作成しています。

基 本 方 針

第1 基本方針

1 第五次活動推進計画 基本理念

| 本県における地域福祉を取り巻く現状と課題

最も大きな課題は人口減少への対応	現在 364 万人 →2025 年 推計 348 万人(約 16 万人減少)
超高齢社会への対応	一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加 ⇒日常生活を支える仕組みづくり
価値観の多様化や地域のつながりの希薄化	社会的孤立、地域の福祉力が脆弱化 ⇒福祉教育、地域づくり(多分野連携)
課題の複合化・複雑化、制度の狭間	各分野の関係機関の連携が必要(包括的な支援体制の整備、協働の中核機能)
福祉・介護人材の安定的な確保 (2025 年の介護職員 8 千人不足)	イメージアップ、高齢者・外国人の介護人材確保等
誰一人取り残さない社会の形成と高齢者、女性、外国人など、これまで以上に多様な人材の活躍が不可欠	



めざす社会の姿「地域共生社会の実現」

制度・分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現

基本理念

地域共生社会の実現をめざし、
多様な主体の参画による地域福祉を推進します。

※基本理念とは、組織の姿勢や進むべき方向性を明確化するものである。(組織の存続原点、使命)

| 地域福祉の推進を目的とする県社協の役割(機能)

1 広域機能

社会全体として取り組んでいくべき重要な課題や、市町段階では容易に取り組めないような困難性の高い課題への対応

2 専門機能

地域における利害調整等を行う「第三者機関」の役割や、単独の事業体では完結できないような専門的な課題への対応(経営支援、人材確保・育成)

3 政策提言・連絡調整機能

地域間格差を解消していくような情報提供と調整、情報共有の場づくり、政策提言

4 情報提供機能

全国各地の情報や新たな課題への対応事例、そのノウハウなどを収集し、提供

計画推進機関：令和2年(2020年)4月～令和7年(2025年)3月の5年間

2 第五次活動推進計画 推進体系

基本理念

地域共生社会の実現をめざし、
多様な主体の参画による地域福祉を推進します。

<p>基本目標 1 地域福祉を支える 仕組みづくり</p> <p>地域共生に資する住民主体の地域力強化及び包括的な支援体制の構築を、広域的な見地から推進します</p>	<p>実施目標1 住民主体による地域力の強化を推進します 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる体制づくりを推進します</p> <p>実施目標2 多機関協働による包括的な支援体制の構築を支援します 総合相談体制を構築するとともに、問題を解消するための伴走型支援の拡充や官民協働による支援活動を推進します</p> <p>実施目標3 地域共生の基盤となる市町社協を支援します 地域の最前線で地域福祉の推進をリードする、市町社協の経営基盤の強化及び総合力を活かした活動の活性化を支援します</p>
<p>基本目標 2 地域福祉を支える 組織・人づくり</p> <p>地域共生に資する福祉サービスの質の向上及び福祉・介護人材の確保・育成支援を推進します</p>	<p>実施目標1 社会福祉事業者等を支援します 社会福祉事業者等の経営基盤の強化とともに、複数の社会福祉法人等が連携・協働して、制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組の更なる推進を図ります</p> <p>実施目標2 福祉サービスの担い手の確保と育成を支援します 福祉の仕事のイメージアップを図ると共に、関係団体との連携を深め、多様な人材確保や就労環境の改善に資する担い手の育成の支援に努めます</p>
<p>基本目標 3 災害福祉支援 体制づくり</p> <p>地域共生に資する総合的な福祉救援活動の体制整備を平時から推進します</p>	<p>実施目標1 災害に備えた支援体制を構築します 県内全域を対象としたボランティア活動の支援と、要配慮者支援を一体的に展開する災害時の広域支援体制を構築します</p> <p>実施目標2 災害時の市町社協を支援します 市町社協が災害支援活動に専念できるよう、社協ネットワークを活かした重層的な支援体制を構築します</p>
<p>基本目標 4 地域福祉を支える 県社協の基盤づくり</p> <p>地域共生に資する県域の地域福祉推進の中核として、基盤づくりを推進します</p>	<p>実施目標1 組織・経営強化を図ります 多様な主体の参画による組織体制、ガバナンス、安定的な経営基盤の強化とともに、様々な媒体を活用した情報収集と広報力の強化を図ります</p> <p>実施目標2 「人財」育成を図ります 職員を「人財」として大切にし、目指す職員像・行動目標を作成し、職員のキャリアアップを支援する計画的な人材育成を図ります</p>

大切にする視点

- ・「SDGs（持続可能な17の開発目標）」（貧困、保健、教育、ジェンダーなど）
- ・5つの特徴：普遍性、包摂性（誰一人取り残されない）、参画型（全てに役割を）、統合性、透明性

3 SDGs（持続可能な開発指標）と第五次活動推進計画の関係

- 1 持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された「SDGs」では、2030年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められています。
- 2 第五次活動推進計画に掲げる基本目標に基づく取組の推進が、SDGsの目標につながります。

- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



| SDGsの目標（一部）

- ① 貧困（あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ）
- ② 保健（あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する）
- ③ 教育（すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する）
- ④ ジェンダー（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）
- ⑤ 成長・雇用（生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する）
- ⑥ 平和（持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進）
- ⑦ 実施手段（持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する）

第五次活動推進計画基本目標	①貧困	②保健	③教育	④ジェンダー	⑤成長・雇用	⑥平和	⑦実施手段
①地域福祉を支える仕組みづくり	○	○	○	○	○	○	○
②地域福祉を支える組織・人づくり		○	○	○	○	○	○
③災害福祉支援体制づくり		○		○		○	○
④地域福祉を支える県社協の基盤づくり		○		○	○		○

主 要 事 業

第2 主要事業

基本目標 1 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標 1 住民主体による地域力の強化を推進します

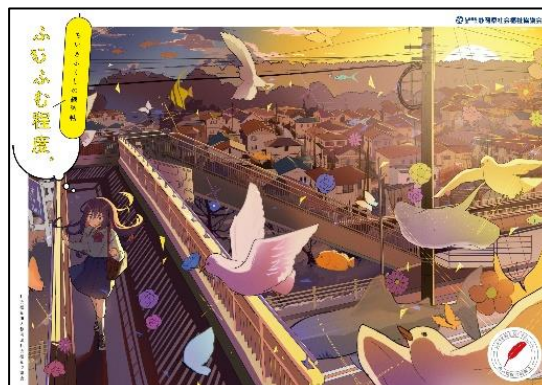
重点事項 福祉以外の分野との協働促進及び地域福祉教育の推進

「地域共生社会」の実現を目指し、全ての世代の人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現と教育、農林水産、多文化共生など福祉以外の分野との協働促進を図るとともに、“社会的包摂”に向けた地域を基盤とした福祉教育を推進します。

	事業内容
1	ふじのくに地域共生大賞の実施 (1) 県社協地域づくり推進委員会の開催 (2回) (2) ふじのくに地域共生塾の開催 (第2期)
2	生活支援体制整備の構築 (1) 生活支援コーディネーター養成研修の開催 (県委託事業) (2) 生活支援コーディネータースキルアップ研修の開催 (県委託事業)
3	単発的な疑似体験学習で終わらない地域福祉教育の実施 ・ 福祉教育副読本「みんなちがってもおなじ『いのち』」の活用促進 ・ 地域福祉教育副読本「ちいきふくしの練習帖『ふむふむ程度。』」の増刷と活用促進 (赤い羽根助成金事業) ・ 地域福祉教育推進セミナー、地域福祉教育担当者会議の開催 ・ 静岡県地域福祉教育推進委員会の開催 ・ 福祉の思い・ココロを育む講師の派遣



ふじのくに「地域共生」大賞表彰の様子



地域福祉教育副読本
「ちいきふくしの練習帖『ふむふむ程度。』」
(赤い羽根共同募金助成事業)

実施目標 2 多機関協働による包括的な支援体制の構築を支援します

重点事項 市町における包括的な支援体制の構築の推進

住民が抱える生活課題の内容は様々で複雑化・複合化しているため、高齢、障がい、児童、生活困窮者などの属性に関わらず、住民が抱える生活課題の解決と繋がり続ける支援活動に向け、支援機関がチームとなり包括的な支援体制を構築する取組を支援します。

	事業内容
1	多機関協働による包括的支援体制の構築支援 ※県委託事業 ア 市町へのアドバイザー派遣（7市町、各2回程度） イ 包括的相談支援体制構築推進部会の開催（年2回） ウ 地域別研究会の開催（1回） エ 中核機関担当職員人材養成講座（前期 Youtube 配信、後期集合4日間）
2	市町社協における総合相談体制づくりの推進 ア 相談事業部会の開催（1回） イ 相談事業担当者研修会の開催（2回 4/14 基礎研修・8/3 中堅職員研修）

実施目標 3 地域共生社会の基盤となる市町社協を支援します

重点事項 市町社協の基盤強化と活動支援

地域共生社会づくりにむけて、「社協・生活支援活動強化方針」に基づく事業展開を進めるために市町社協連絡協議会の部会運営や市町社協個別支援・担当制の導入により市町社協の組織・事業基盤の強化を図り活動を支援します。

	事業内容
1	市町社協連絡協議会及び部会の開催 ・幹事会の開催 ・介護保険部会・広報啓発部会・相談事業部会・総務部会の開催 介護保険部会全体会等を開催すると共に、相談事業部会、広報啓発部会及び総務部会において市町社協向けの研修企画等の検討を行う。
2	市町社協個別支援の実施 市町社協の個別支援・担当制の実施方法検討と共に試行実施を図る
3	市町社協役職員研修・会議の開催 ・市町社協監事研修会の開催（4月） 監査体制や監事の役割を確認し、監査による組織基盤の強化を図る ・市町社協新任職員研修会の開催（5月開催予定） ・市町社協事務局長会議の開催（5月） 社会福祉を取り巻く環境の変化に迅速かつ適切に対応するため、社協の重点事業の推進方策について確認を図る ・市町社協中間管理職（ミドルマネジメント）研修会の開催（6月） ・市町社協会計実務研修会の開催（7月） 基礎的な会計実務など全般的な知識と会計処理の習得を図る ・市町社協会長会議の開催（11月） 現状や課題を共有するとともに、地域を取り巻く情勢を踏まえ、今後の社協活動の方向性の確認を図る

	<ul style="list-style-type: none"> 市町社協経営基盤強化検討委員会の開催（年3回） 市町社協の経営改善に向けた支援の手引きを作成する 市町社協決算実務研修会の開催（2月） 決算実務を習得することにより、経理事務の適正化を図る
4	<p>コミュニティソーシャルワーク（地域福祉コーディネーター）実践者養成研修会の開催 Step1（7月開催予定）・Step2（2月開催予定）定員30人</p> <p>コミュニティソーシャルワークスキルアップ研修の開催（8月頃開催予定）定員30人</p>
5	<p>コミュニティワーク研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティワーク研修会（地域アセスメント研修会等 3回） 各30人
6	<p>社会福祉法人等と共同した地域公益活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等ネットワーク化による協働推進事業の実施 清水町における取組の支援、ネットワーク構築済み市町社協への支援と情報提供 社会福祉法人等と連携した災害時要配慮者支援体制の構築 法人間連携の取組で防災を取り上げている市町社協と事業所を対象にしたBCPに基づく訓練を実施



令和4年度市町社協新任職員研修会



社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業（裾野市）

基本目標 2 地域福祉を支える組織・人づくり

実施目標 1 社会福祉事業者等を支援します

重点事項 自主的、自立的な法人経営、施設運営に向けた支援

社会福祉法人等が常に利用者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供していくため、コンプライアンス（法令順守）の徹底、ガバナンス（組織統治）の確立、財務規律の強化及びサービスの質の向上に向けた体制構築を、県社会福祉法人経営者協議会等と連携して支援します。

	事業内容
1	民間社会福祉施設運営基金助成事業の実施 社会福祉事業振興のための助成金 (第三者評価事業受審助成、職場内 OJT 助成事業、法人間連携推進事業など、9 区分の助成メニューを実施予定)
2	福祉施設経営指導事業の実施 社会福祉法人等が行う運営の取組みに対し、専門相談員（公認会計士、社会保険労務士、社会福祉士、弁護士）による助言、指導及び支援を行う。
3	経営に関する研修会・セミナー等の開催 社会福祉法人・施設の経営基盤の強化と利用者へのより質の高いサービスの提供を図る。(会計・経理、人事労務など、12 本の研修会を開催予定)



経理応用講座【動画配信】

実施目標 2 福祉サービスの担い手の確保と育成を支援します

重点事項 福祉サービスの担い手の確保の推進

福祉の仕事のイメージアップを図ると共に、関係団体との連携を深め、多様な人材確保や就労環境の改善に資する担い手の育成を支援する。

事業内容	
1	<p>社会福祉人材センターの運営及び利用促進</p> <p>(1) 無料職業紹介所の運営（本所・東部支所）（目標就職者数 全県 1,000 人）</p> <p>ア 福祉・介護求人者や求職者からの相談、就労・就職あっせん等</p> <p>イ 無期雇用者の離職状況の確認</p> <p>(2) 福祉人材マッチング機能強化事業の推進</p> <p>ア キャリア支援専門員の設置 5 人</p> <p>イ 専門アドバイザーの設置（公認会計士、社会保険労務士に委嘱）</p> <p>ウ 社会福祉人材センター情報発信事業の実施</p> <p>エ ミニ就職相談会の開催（対面式 16 回 WEB 3 回）</p> <p>オ 求職者向けの施設見学（オンライン）の実施（12 回）</p> <p>カ 県主催移住フェアや小規模就活イベントへの参加</p> <p>(3) 福祉の就職相談会の開催</p> <p>【他業種からの転職者や学生等、幅広いターゲット向け】</p> <p>ア 就職相談会（対面式 6 回）</p> <p>イ 求人 PR サイトの運営（通年）</p> <p>ウ 合同企業説明会（2 回）</p> <p>【福祉系大学向け】</p> <p>ア 大学等での出前説明会（事業所説明会や福祉職セミナー等）</p>
2	<p>事業者等と福祉人材確保・定着実践研究会の実施</p> <p>(1) 事業所の採用担当者等との WEB 会議の開催</p> <p>(2) 課題解決に向けた実践</p> <p>ア 調査研究の実施 （養成校進路調査、県内福祉系大学教員との共同研究 【新規】）</p> <p>イ 福祉人材確保・定着事例集の作成 【新規】</p> <p>ウ 静岡県社会福祉人材センター ランディングページの作成 【新規】 （「静岡県社協が人材センターを担う意義・価値」をブランディングしつつ構築）</p> <p>(3) 福祉人材確保実践セミナーの開催 人材 【確保】 【定着】 の 2 研修を開催。</p>
3	<p>他機関との連携による外国人福祉人材等の雇用・定着支援</p> <p>(1) 外国人介護人材サポート事業 【拡大】</p> <p>ア 法人間連携意見交換会の開催（3 回）</p> <p>イ 事業所個別訪問の開催（40 回）</p> <p>ウ 受入準備セミナーの開催（4 回）</p> <p>エ 研修交流会の開催（本人向け 16 回、支援担当職員 6 回）</p> <p>オ センター運営連絡会議（3 回）</p>

4	<p>保育士・保育所支援センターの運営及び利用促進</p> <p>(1) 保育士・保育所支援センターの運営（就職支援コーディネーターの配置 3人）</p> <p>(2) 保育士就職説明会の開催 ・対面式またはWEB 5回（対面式の会場：保育士養成施設等）</p> <p>(3) 潜在保育士現場復帰研修の開催 ・対面式就職説明会と同時開催する。（2回）</p> <p>(4) 出張相談会の開催 ・静岡県委託分 8回 ・静岡市委託分 8回</p> <p>(5) 保育所等見学・現場体験の実施 ※静岡市のみ対象を大学生以上から高校生以上(R5～)</p> <p>(6) 離職保育士届出制度の促進</p> <p>(7) 放課後児童支援員の人材確保支援</p> <p>(8) 保育士養成施設連絡会の開催</p>
5	<p>福祉教育・仕事理解の講座等による若年層や教員、保護者等への浸透</p> <p>(1) 福祉のお仕事魅力発見セミナーの実施 ア 県内の学校を訪問し、福祉・介護の仕事について興味・関心、理解を深める出前講座を実施（150回開催 小学校50回、中学校80回、高校20回） イ セミナーの資質向上のための講師意見交換会を開催（1回）</p> <p>(2) 保護者向け啓発資料の作成・配布（10,000部作成）</p>
6	<p>福祉施設の見学会や参加・体験型イベントの実施</p> <p>(1) 福祉のしごと学び体験ツアーの実施（開催時期：7月下旬～8月上旬） 中学生・高校生・保護者・教員などを対象に、福祉施設の見学・体験バスツアーの実施（東部、中部、西部各1回）</p>

基本目標 3 災害福祉支援体制づくり

実施目標 1 災害に備えた支援体制を構築します

重点事項 静岡県災害ボランティア本部・情報センター及び静岡県災害福祉広域支援ネットワークの機能強化

県内全域を対象としたボランティア活動の支援と、要配慮者支援を一体的に展開する災害時の広域支援体制を構築します。

事業内容	
1	<p>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの機能強化</p> <p>(1)人材の育成</p> <p>(2)活動資機材・機器のストックヤード設置（県内8ヶ所目：浜松市）と保守点検（赤い羽根助成金事業）</p> <p>(3)県本部・情報センターの体制整備</p> <p>ア 県、県ボランティア協会との運営に関する検討会の実施（通年）</p> <p>イ 県域の支援団体との連絡会の開催</p> <p>(4)IT支援協定に基づく平時の取組の実施</p> <p>ア 市町社協通常事業でのキントーン活用推進支援</p> <p>(5)災害VC運営効率化のためのアプリ開発、WEBサイトの充実及び情報発信の強化</p>
2	<p>静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DWAT）の体制強化</p> <p>(1)静岡県災害福祉広域支援ネットワークの運営</p> <p>ア 静岡DWAT登録員養成研修の開催</p> <p>イ スキルアップ研修の開催</p> <p>ウ 平常時の支援活動展開</p> <p>エ 県内3地域（東部・中部・西部）における支部活動の推進</p> <p>オ エリア別（東部・中部・西部）情報交換会の開催</p> <p>カ ネットワーク会議の開催</p> <p>キ 医療・保健・福祉分野における災害支援団体連絡会の開催（2回）</p> <p>ク 広域相互支援ネットワークの構築（近隣県事務局との意見交換）</p>



静岡 DWAT 登録員養成研修



静岡 DWAT スキルアップ研修

実施目標 2 災害時の市町社協を支援します

重点事項 市町社協と被災者支援

市町社協が災害支援活動に専念できるよう支援活動を展開し、大規模災害発生時に支援が必要な被災者に対する支援体制の整備を図ります。

	事業内容
1	・ 県災害ボランティア本部・情報センターの体制整備（再掲） ・ 県下社会福祉協議会被災者中心の支援力強化研修（3回）※新規事業（赤い羽根助成金事業）
2	・ 円滑な生活福祉資金（特例貸付）の実施 生活福祉資金特例貸付の実施を想定した体制整備の構築 被災者への生活支援
3	・ 災害時における日常生活自立支援事業の利用者支援 利用者の安否確認と避難生活時の支援を想定した体制整備の構築 災害時運営マニュアルの検証
4	・ 災害時における介護保険事業の利用者支援 サービス利用者の安否確認と避難生活時の支援を想定した体制整備 災害時対応マニュアルの策定支援

基本目標 4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり

実施目標 1 組織・経営強化を図ります

重点事項 安定的な法人運営の実施

本会の会員サービスの充実に向けた検討を行うとともに、未加入の県内事業所等に対し、加入促進を行います。

また、経営基盤を強化するために、事業の効率化、財源の確保、ITの高度化を進めるとともに、組織体制・ガバナンスの強化を図ります。

	事業内容
1	会員サービスの充実 ア 会員サービスの充実に向けた検討 イ 未加入事業所・賛助会員の加入促進
2	連絡協議会、部会、委員会活動の充実
3	理事会・評議員会等の運営 ア 理事会（年3回） イ 評議員会（年3回） ウ 監事監査（年1回） エ 評議員選定委員会（年1回）

4	経営基盤の強化 ア 新たな自主財源の検討・獲得 イ 各種基金の運用方法の継続的な見直し ウ 事業の検証及び決算分析の実施 エ 支出削減への積極的取組（契約の見直し、エコジョブ運動） オ 第6次活動推進計画に向けた事業の見直し
5	任意監査の実施 公認会計士による外部監査（年3回）
6	政策提言の実施
7	県総合社会福祉会館（シズウエル）の管理運営 会館次期指定管理（令和6年度～）の適正執行
8	静岡県社会福祉協議会災害対策本部の運営 ア 県社協災害対策実施計画、各業務班の活動マニュアル作成と随時見直し イ 県社協災害対策本部の立ち上げ訓練の実施
9	広報力の強化 ア 福祉情報を届けるべき客体を認識し、広報戦略ビジョン・ガイドラインを策定 イ 実用性の高い情報発信の研修実施

実施目標2 「人財」育成を図ります

重点事項 安心して働ける職場づくり

本会職員が、育児・介護等個々のライフスタイルに合った働き方ができるような環境を整備するとともに、計画的な職員の人材育成を図ります。

	事業内容
1	働きやすい職場環境の整備 ア 多様な働き方の推進 イ 職員健康診断、人間ドック等の各種助成 ウ 衛生委員会等の開催
2	職員研修の実施 ア 職員の研修体系の構築と階層別研修への参加（新採、中堅、管理職員等） イ 専門研修（テーマ別）への参加 ウ 職員に対する資格取得奨励研修（希望選考制） エ 外部からの依頼による講師の派遣 オ 正規職員の組織的な人材育成

実 施 計 画

第3 実施計画

基本目標1 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標1 住民主体による地域力の強化を推進します

推進事項1 地域住民が支え合う地域づくりの推進

市町において地域力強化や生活支援体制整備するにあたり、市町間の情報共有の場づくりや人材育成などの市町への支援、及び広域で推進していく必要がある取組を関係機関と協働して推進します。

事業の計画及び概要	求める成果
(1) 地域共生社会づくりのための広報啓発 ア 地域づくり推進委員会の開催（2回） イ ふじのくに地域共生大賞の募集 ウ ふじのくに地域共生塾の開催（第2期） (2) 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制整備の支援 ア 国モデル事業等の先進事例情報提供 (3) 生活支援体制整備の構築 ア 生活支援コーディネーター養成研修 イ 生活支援コーディネータースキルアップ研修の実施 (4) ふじのくに型福祉サービスの推進 ア 創意工夫により運営する居場所の好事例の周知 イ 実践者派遣事業の実施 ウ 「共生型福祉施設」連絡協議会の実施（2回） (5) 子どもの居場所づくりへの支援 ア 子どもの居場所応援基金事業の実施	・多分野連携における取組の情報発信 ・全ての世代の参画における地域づくりに寄与 ・市町社協の生活支援体制整備事業へ主体的な参画 ・市町域における「居場所」「共生型施設」運営者と地域住民や企業・学生などとの交流 ・子どもの居場所実施団体の安定的な運営確保



ふじのくに「地域共生」大賞の最優秀賞のPR映像

ふじのくに「地域共生」大賞の募集チラシ

推進事項2 地域福祉教育及びボランティア・市民活動の推進

全県的な福祉啓発活動の推進とともに、市町社協と協働して、地域を基盤とした地域福祉教育を推進します。

また、ボランティア・市民活動を推進するため、中間支援組織との関係づくりとともに、広域の中間支援組織として、新たな担い手や社会資源の確保・マッチング、情報提供、人材育成に対する支援を行います。

事業の計画及び概要	求める成果
<p>(1) 地域福祉教育の推進</p> <p>静岡県地域福祉教育推進計画の推進</p> <p>ア 静岡県地域福祉教育推進委員会の開催（4回）</p> <p>イ 地域福祉教育推進セミナーの開催（1回）</p> <p>ウ 市町社協地域福祉教育担当者会議の実施（1回）</p> <p>エ ちいきふくしの練習帖『ふむふむ程度。』の増刷（赤い羽根助成金事業）</p> <p>オ 福祉の思い・ココロを育む講師の派遣（随時）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域福祉への関心、地域活動への参加機運の醸成 ・住民の地域活動への参加と拡大 ・副読本を活用し、疑似体験学習で終わらない地域福祉教育の実施 ・身近な仲間や家族が困っていることに敏感に気づき、積極的な声掛けなどができる力を身に付ける
<p>(2) 全県的な福祉啓発の推進</p> <p>ア 暮らし・安心・支え合い”福祉のまちづくり県民運動の実施(主に9～10月)県民福祉の日に関する広報啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県民福祉の日」啓発用チラシ、ポスターの作成・配布 ・他団体が実施する行事等への協賛依頼 ・県庁玄関に啓発用立て看板の設置 <p>イ 福祉のまちづくり絵画コンクールの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する絵画作品の募集 ・最優秀賞、優秀賞等の選定 ・表彰式(健康福祉大会) ・展示会(入選作品の展示) ※東、中、西部各1か所 <p>ウ 福祉カレンダーの作成・配布</p> <p>上記コンクール入賞作品を使用してカレンダーを作成、配布</p> <p>※カレンダーには福祉に関する日（県民福祉の日や介護の日等）を書き入れ、その周知と福祉教育等に活用</p> <p>エ マスコミを活用した広報・啓発活動の実施</p> <p>オ 静岡県健康福祉大会の開催（10/26、グランシップ会議ホール・風）</p> <p>式典(表彰、大会宣言)、好事例発表</p> <p>カ 各福祉週間等啓発事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童福祉週間(5月) ② 老人週間(9月) ③ 児童虐待防止月間(11月) ④ 障害者週間(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の「県民福祉の日」制定意義の再確認 ・住民の気づきや地域活動への参加機運の醸成 ・福祉の諸問題に対する社会的関心の喚起、理解の促進 ・多様な機関との連携・協働



令和5年版
福祉カレンダー

<p>(3) ボランティア・市民活動の推進 ア 地域づくり推進委員会の開催（2回）【再掲】 イ 市町社協ボランティア担当者会議の実施（1回） ウ 市町社協ボランティアセンターあり方検討委員会の実施（4回） エ 地域アセスメント等のスキルアップの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内ボランティアコーディネーター、ボランティア団体等の資質向上 ・社協ボランティアセンターの設置意義について再確認、機能向上
<p>(4) ふれあい基金による活動支援の実施 ア ふれあい基金運営委員会の開催 イ 県ボランティア協会への助成 ① ボランティア研究集会事業 ② 市民活動推進事業 ③ 「ケアする人のケア」事業 ④ TOMOSHIBI ツアー事業 ウ 助成事業 ① 地域福祉・ボランティア活動等推進助成事業 ② セルフヘルプグループ活動支援事業 ③ しずおかの居場所助成事業 ④ 広域的な防災推進助成事業 ⑤ ふじのくに「地域共生」大賞 エ 県社会福祉協議会実施事業 ① 災害ボランティア本部体制整備事業 ② 福祉文化作品展奨励事業 ③ 市民後見人活動紹介映像作成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉・ボランティア活動等民間社会福祉団体が行う地域福祉活動の充実と発展
<p>(5) ABCしあわせ基金車両贈呈事業の実施（11月）</p>	
<p>(6) 教員免許取得に係る介護等体験事業の実施 ア 介護等体験実施連絡協議会開催への働きかけ イ 介護等体験の実施 （新型コロナウイルスの感染拡大のため、文部科学省の代替措置を活用する大学の連絡調整を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい児者に対する介護等の体験をとおして、思いやりのある職業人の育成に寄与



令和5年度静岡県地域福祉教育セミナー



R04 福祉のまちづくり 絵画コンクール募集チラシ

実施目標2 多機関協働による包括的な支援体制の構築を支援します

推進事項1 包括的支援体制の構築に向けた相談支援事業の実施支援

多様化・複合化した生活課題を抱える人や家族に対し、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関との調整を行う体制を構築できるよう、アドバイザーの派遣や地域別の研究会を行い、市町の包括的相談支援体制の構築を支援します。

事業の計画及び概要	求める成果
<p>(1) 多機関協働による包括的支援体制構築事業の実施推進</p> <p>ア 市町へのアドバイザー派遣（7市町、各2回程度）</p> <p>イ 包括的相談支援体制構築推進部会の開催（年2回）</p> <p>ウ 地域別研究会の開催（1回）</p> <p>エ 中核機関担当職員人材養成講座（前期 Youtube 配信、後期 集合4日間）</p> <p>(2) ひきこもり支援強化事業の推進</p> <p>ひきこもり相談体制の整備に取り組み市町としてアドバイザーを派遣する。</p> <p>ア 市町ひきこもり相談体制整備支援</p> <p>イ 静岡県ひきこもり支援体制構築のための市町会議</p> <p>(3) 市町社協における総合相談体制の構築</p> <p>ア 相談事業部会の開催（1回/年） 身寄りのない高齢者等生活支援に関する研究協議</p> <p>イ 相談事業担当者研修会の開催（3回）</p> <p>4/12 初任者研修（講師：土屋幸己氏）</p> <p>5月 新任事務局長会議での講義（講師：古井慶治氏）</p> <p>6/28 中堅職員研修（講師：古井慶治氏）</p> <p>(4) 生活困窮者自立支援事業の実施支援</p> <p>ア ふじのくに生活困窮者自立支援コンソーシアム 県社協、NPO 及び 12 町社協の 15 法人によるコンソーシアム方式での郡部における生活困窮者自立支援事業の受託 令和6年度から県東部での支援実績のある株式会社エステートケア沼津がコンソーシアムに新たに参画。 （自立相談支援事業、家計再建支援事業、一時生活支援事業）</p> <p>① 各町社協による相談受付及びプラン作成並びにプランに基づいた支援の実施（適宜）</p> <p>② 定期的な支援調整会議の開催（1回/1月～3月） 法テラス弁護士や社会保険労務士による専門職を招聘</p> <p>③ 運営委員会の開催（1回以上）</p> <p>④ ブロック会議の開催（3か所）</p> <p>⑤ コンソーシアム内での定期的な勉強会の実施（1回/月）</p>	<p>・住民からの相談について分野を超えて総合的に応じ、関係機関を行う体制づくりを市町が早期に構築できる。</p> <p>・市町行政向けの会議を年度当初に開催し、ひきこもり支援の必要性を伝えることで、派遣未実施自治体への派遣を促す。</p> <p>・階層別研修を設定し、相談援助技術の知識更新や、組織全体に働きかける機会を設ける。</p> <p>・構成団体の強みを活かした個別支援を通じた地域づくりの実施</p> <p>・支援調整会議では、内容に添った専門的なアドバイスを受けることのできるよう多機関連携を意識した体制を整える。また、支援会議を実施し、生活保護担当と連携し支援の質をあげる。</p> <p>・住宅の確保に配慮を要す</p>

<p>イ【新規事業】居住支援法人の指定 本会が居住支援法人の指定を受けノウハウを蓄積することにより、県内の福祉関係者の意識の啓発を図るとともに、コンソーシアム構成団体が家賃債務保証を積極的に活用できるようになる。</p> <p>ウ 生活困窮者自立支援事業従事者養成研修の実施（6回） 4/21、5/19 集合、6/9 集合、7/28、8/29 集合、9/14 集合</p> <p>エ 生活困窮者自立相談支援事業市町担当者会議の開催 2/7</p> <p>ウ 研修企画委員会の実施（3回） エふじのくに生活困窮者自立支援基金事業の実施（随時）</p> <p>対象：コンソーシアム構成団体 12 町</p> <p>(5) 孤独・孤立対策関連推進事業【新規】</p> <p>ア 孤独孤立対策アドバイザーの配置</p> <p>イ ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームの運営</p> <p>ウ シンポジウムの開催（1回）</p> <p>エ ワークショップの開催（4か所）</p> <p>(5) 生活福祉資金貸付事業の実施</p> <p>① 生活福祉資金貸付事業の実施</p> <p>ア 総合支援資金 （生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）</p> <p>イ 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）</p> <p>ウ 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）</p> <p>エ 不動産担保型生活資金 （不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）</p> <p>② 臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施 （住居を失った離職者が公的給付又は公的貸付の交付を受けるまでの生活費の貸付）</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付（令和2年3月25日～令和4年9月末日）の債権管理</p> <p>④ 生活福祉資金貸付審査等運営委員会の開催（1回）</p> <p>⑤ 生活福祉資金貸付審査等運営委員会小委員会、不動産担保型生活資金審査委員会の開催（随時）</p> <p>⑥ 市町社協新任担当職員研修会の開催（5月）</p> <p>⑦ 市町社協担当職員会議の開催（2回）</p> <p>⑧ 生活福祉資金の実務的課題に関する作業委員会の開催（1回）</p> <p>⑨ 利用促進のための広報の実施</p> <p>⑩ 債権管理・償還相談の実施</p> <p>ア 滞納者等含めた借受者に対する残額のお知らせの送付 （本則2回、特例2回）</p> <p>イ 滞納者への訪問調査の実施（随時）</p> <p>ウ 所在不明者の調査（住民票調査）の実施（随時）</p>	<p>る方に対する住まいの支援ニーズへの対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合研修を増やし、また年度当初から研修を行うことで、新任職員の交流と基礎的知識を得る機会を設けた。その結果、職員の質の向上とバーンアウト防止、およびネットワークの構築に寄与する。 ・令和6年4月の孤独・孤立対策推進法の施行に伴い理解及び取組の推進を図る。 ・低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進 ・在宅福祉及び社会参加の促進 ・住居を失った離職者の一時的な生計維持 ・福祉事務所やハローワーク等関係機関・団体との連携強化 ・借受世帯の自立促進、不良債権の発生防止 ・貸付原資の有効活用 ・事業実施体制の強化
--	---

- エ 滞納債権整理推進等事業
 - ・滞納者への償還・生活相談の実施
 - ・民事訴訟・調停、支払督促等の提起

(6) 児童や障がい者等の自立支援

- ア 神谷基金障がい者自立支援事業の実施
障害者福祉施設への助成事業
- イ 県里親連合会の事務受託



令和5年度 里親研修会
(令和5年7月1日)

- ・障がい者の地域生活移行や就労・社会参加等の促進
- ・里親制度の普及発展、会員相互の研修親睦

ウ 県肢体不自由児協会の事務受託



第39回「静岡県手足の不自由な子どもの絵画・写真展」

- ・肢体不自由児に対する理解促進
- (1) 絵画・写真展
- (2) 療育読本作成
- (3) 療育指導者講習
- (4) 療育相談
- (5) 手足の不自由な子どもを育てる運動

- エ **【静岡県共同募金会 課題解決プロジェクト募金助成事業】**
児童養護施設等退所者への就学等支援事業(「夢みらい応援資金」交付事業)の実施
対象者 340人に対し給付金及び図書カードを支給。

- ・制度の隙間となっている学生への支援

(7) 民生委員・児童委員活動の支援

- ア 相談技法に関する研修会の開催(8月開催予定: 東部、中・西部)
- イ 法定地区民児協会長研修会の開催(9月開催予定)
- ウ 主任児童委員研修会の開催(1月開催予定: 東部、中・西部)
- エ 全国大会等参加経費助成事業の実施(関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議当番県 7/18~19 沼津市)
- オ 市町法定地区民生委員児童委員協議会への訪問指導活動
- カ 県民生委員児童委員協議会の事務受託

- ・民生委員・児童委員の資質向上
- ・住民の地域活動の活性化
- ・民生委員児童委員活動の負担感の軽減

推進事項2 意思決定支援を主体とした権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方々が、地域において自立した生活を安心して送ることができるよう、福祉サービスの利用支援を市町社協と協働して行います。

事業の計画及び概要	求める成果
<p>(1) 日常生活自立支援事業の実施</p> <p>ア 事業利用の可否決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局内審査会の開催（毎月） ・契約締結審査会の開催（毎月） <p>イ 事業利用者への支援</p> <p>市町社協による定期・臨時支援の実施（随時）</p> <p>ウ 支援者の育成支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門員研修(新任・現任/各年1回) ・生活支援員研修(新任・現任/各年1回) <p>エ 権利擁護事業あり方検討委員会（年2回）</p> <p>オ 市町社協における書面調査の実施（年1回）</p> <p>カ 市町社協の運営状況の確認・困難ケースの協議・本事業からの成年後見制度の移行促進のための訪問調査の実施（県内市町社協を3年に1回訪問）</p> <p>キ 業務の適正化・効率化を図るための業務システム改修の実施（適宜）</p> <p>(2) 成年後見制度利用促進の実施</p> <p>ア 中核機関設置・運営等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度実施機関運営力強化研修（基礎・応用） ・後見員等への意思決定支援研修（6/25、9/27） ・市町体制整備相談支援事業 ⇒県社協職員による相談・アドバイザー対応 ・中核機関総合相談支援事業 ⇒後見人等への意思決定支援研修 ⇒専門職等による総合的な相談支援 <p>イ 法人後見担い手育成研修【新規】</p> <p>ウ 成年後見制度利用促進協議会の開催（県内5か所）</p> <p>エ 福祉関係者等を対象とする理解促進研修（県内2か所）</p> <p>オ 支援付き意思決定への理解促進研修【新規】（5/31）</p> <p>カ 持続可能な権利擁護支援モデル事業</p> <p>キ 法人後見・市民後見実施社協連絡会の開催</p> <p>ク 権利擁護事業あり方検討委員会（年2回）</p> <p>ケ 業務の適正化・効率化を図るための業務システム改修の実施（適宜）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力の不十分な方が自身の意思に基づく地域での暮らしを実現させるための支援を推進するとともに権利侵害や財産侵害の未然防止などに寄与する。 ・利用者が安心してサービスを受けられるように支援者の専門性の向上及び支援者間のネットワークの構築をする。 ・市町の中核機関設置・運営を支援する。 ・市民後見人育成の基盤となる社協の法人後見等の取り組みを支援する。 ・制度を必要とする人が適切に制度に繋がる体制を作る。 ・市町社協の適切な事業運営を支援する。

<p>(3) 福祉サービス運営適正化委員会事業の実施</p> <p>ア 運営適正化委員会（全体会）の開催（5月頃） 事業報告、事業計画の承認、情報共有等</p> <p>イ 運営監視合議体の開催（5, 9, 11, 3月頃）</p> <p>ウ 市町社協等福祉サービス利用援助事業実施状況調査（通年）</p> <p>エ 苦情解決合議体の開催（5, 7, 9, 11, 1, 3月頃）</p> <p>オ 苦情相談等への対応（調査、あっせん、通知等）</p> <p>カ 事業所における苦情解決の巡回支援（1～3月頃）</p> <p>キ 苦情解決研修会の開催（8, 9月頃、50人×3カ所）</p> <p>ク 調査研究（調査分析・報告、各種協議会、連絡会、研修会への参加）</p> <p>ケ 啓発活動の実施 ポスター、リーフレット、冊子等の作成・配付（通年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの質の向上 ・福祉サービス利用者の権利擁護 ・福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保 ・事業者段階の苦情解決体制の整備促進
--	---

実施目標3 地域共生社会の基盤となる市町社協を支援します

推進事項1 市町社協相互の連絡調整及び基盤強化

市町社協の体制強化、基盤整備を図るとともに、地域福祉を協働して進めるための基礎調査及び個別訪問支援等を行います。

また、各市町の地域福祉推進における現状や課題、今後の取組について、近隣の市町の関係機関による意見交換の場を設定し、連携強化に努めます。

事業の計画及び概要	求める成果
<p>(1) 市町社協連絡協議会及び部会の開催</p> <p>ア 幹事会の開催（1回）</p> <p>イ 介護保険部会（1回）、全体会（1回～2回）の開催</p> <p>ウ 広報啓発部会、全体会の開催</p> <p>エ 総務部会の開催</p> <p>(2) 市町社協の基盤強化と活動支援</p> <p>ア 地域福祉推進ブロック会議の開催 （県内5圏域で市町行政と社協が地域福祉推進に向けた協議）</p> <p>イ 市町社協活動実態調査の実施（4/1時点）</p> <p>ウ 市町社協役職員便覧の作成（4月）</p> <p>エ みんなで支える地域福祉促進事業 市町社協における小地域福祉活動に係る担い手づくりへの助成</p> <p>オ 市町社協経営基盤強化検討委員会の開催（年3回）</p> <p>(3) 地域福祉活動計画の策定支援</p> <p>(4) 調査研究、政策提言の実施 ・県への地域福祉の提言</p> <p>(5) 市町社協の個別支援・他地区担当制の導入</p> <p>(6) 会計処理の適正化とコンプライアンスの徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町社協の経営基盤と広報力の強化 ・市町行政等との連携強化（役割分担の明確化） ・市町域を超えた課題の明確化、共有化 ・社協らしい介護サービスの展開 ・先進事例、課題解決事例の収集、共有化 ・小地域福祉活動の活性化 ・市町社協の経営改善

推進事項2 人材確保と専門性向上の推進

地域福祉の担い手となる市町社協役職員の人材確保と専門性向上を目的とした体系的な研修を実施します。

事業の計画及び概要	求める成果
<p>(1) 階層別、分野別研修及び会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 監事研修会の開催(4月) イ 新任職員研修の開催(5月開催予定) ウ 新任事務局長研修の開催(5月) エ 事務局長会議の開催(5月) オ 市町社協中間管理職(ミドルマネジメント)研修の開催(6月) カ 地域福祉担当者会議の開催(1月) キ 市町社協会長会議の開催(9月) ク 市町社協会計実務研修会の開催(7月) ケ 市町社協決算実務研修会の開催(2月) <p>(2) コミュニティワーク研修、コミュニティソーシャルワーク研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア コミュニティワーク実践者研修の実施(地域アセスメント力等の向上) イ コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修の開催(7月・2月開催予定) ウ コミュニティソーシャルワークスキルアップ研修の実施(8月開催予定) <p>(3) 市町社協人事交流及び社会福祉法人と連携した福祉人材確保の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市町社協間人事交流事業の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な組織運営及び事業推進のために職員のスキルアップ ・役員は経営者として組織を牽引するための共通認識が醸成 ・住民主体の地域福祉活動の活性化 ・新たな援助技法習得者と実践成果の増加 ・地区単位におけるコミュニティソーシャルワーク実践者のネットワーク構築 ・先駆的な取り組み事例を学ぶことで、今後の事業遂行に活かす



令和4年度地域福祉・相談担当者合同会議
(令和5年2月14日)



令和5年度コミュニティソーシャルワーク
実践者養成研修会

推進事項3 社会福祉法人等と協働した地域公益活動の推進

市町社会福祉協議会が核となるネットワーク化の促進により、法人間連携による地域における公的な取組の推進と福祉人材確保の取組を支援します。

事業の計画及び概要	求める成果
(1) 市町域のネットワーク構築支援 社会福祉法人等ネットワーク化による協働推進事業の実施 清水町社協が取り組む町内ネットワーク構築への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町域での法人間連携による事業の実施 ・法人間連携による地域における公益的な取組の推進、事業所間の災害時相互支援の仕組み構築
(2) 社会福祉法人等と連携した災害時要配慮者に対する支援体制の構築 法人間連携の取組において、BCP 策定と防災について取り組んでいる市町のネットワーク参画法人と市町社協を対象に、BCP に基づく訓練の開催	



御殿場市福祉施設協働事業
独居高齢者会食会

基本目標2 地域福祉を支える組織・人づくり

実施目標1 社会福祉事業者等を支援します

推進事項1 自主的、自立的な法人経営、施設運営に向けた支援

社会福祉法人が良質かつ適切な福祉サービスを提供していくため、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底、ガバナンス（組織統治）の確立、財務規律の強化及びサービスの質の向上に向けた体制構築を、県社会福祉法人経営者協議会等と連携して支援します。

事業の計画及び概要	求める成果
(1) 社会福祉法人経営者協議会の事務局運営 ア 社会福祉法人経営者協議会の事務受託 （正副会長会議、理事会、総会の開催、経営セミナーの実施、委員会の開催等） イ 県社協事業との連携強化 （地域における公益的な取組、外国人介護、人材の確保、定着）	<ul style="list-style-type: none"> ・会員法人の課題把握及び経営全般にわたる質の向上
(2) 福祉施設経営指導事業による専門相談の実施 ア 経営相談の実施（会計、法律、施設サービス、労務） イ 福祉施設経営指導連絡協議会の開催（年1回以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の経営全般にわたる質の向上 ・客観的視点からの事業所経営及び安定化
(3) 経理、労務、施設運営等に関するWEB研修の開催 ア 社会福祉法人監事監査研修会の開催（4月） イ 社会福祉法人簿記入門講座の開催（6月） ウ 社会福祉法人・施設事務職員経理基礎講座の開催（7月） エ 社会福祉法人・施設事務職員経理応用講座の開催（8月） オ 社会福祉施設人事・労務管理研修会の開催（未定） カ 社会福祉法人予算管理基礎講座の開催（9月） キ 社会福祉法人・施設事務職員会計実務専門講座（10月） ク 社会福祉施設運営管理研修会の開催（未定） ケ 社会福祉法人・施設職員税務実務講座の開催（11月） コ 社会福祉法人財務管理講座の開催（12月） サ 社会福祉法人決算実務講座の開催（2月） シ 新設社会福祉法人等運営管理説明会の開催（2月） ス 施設借入金元金・利子助成事業の実施 セ 社会福祉振興資金貸付事業の実施 ・施設運営資金 ・施設設備資金 ・特別整備貸付資金	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人・施設の経営基盤強化と質の高いサービス提供のための、社会福祉法人制度改革も踏まえた、適正な運営管理 ・法人財政の安定 ・社会福祉施設の整備促進
(4) 民間社会福祉施設運営費助成基金助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年度別助成項目の検討 ・財源状況、基金管理状況の把握 ・福祉サービス第三者評価事業の適正な実施

<p>(5) 福祉サービス第三者評価事業及び社会的養護関係施設第三者評価事業の実施</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価の実施</p> <p>イ 評価委員会の開催</p>	
---	--

推進事項2 地域における公益的な取組の推進

複数の社会福祉法人が連携・協働して、制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組の更なる推進を図るため、社会福祉法人や他法人(医療法人及びNPO法人等)の連携の中核として、特に広域及び市町域の連携を支援します。

事業の計画及び概要	求める成果
<p>(1) 県域、広域、市町域における複数法人間連携の推進</p> <p>ア 地域における公益的な取組等推進 部会の開催(地域における公益的な取組、災害支援体制の構築、人材確保・育成・定着など)</p> <p>イ 実践事例の収集、ホームページ、広報紙等による実践事例集の作成と情報発信</p> <p>ウ 実践報告会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の社会福祉法人が連携・協働して、地域の多様なニーズを把握し、様々な地域づくりに関わる取組の更なる推進を図る ・制度の狭間にある課題を社会福祉法人が連携し取組む方策について協議する。 ・施設法人と市町社協の連携強化
<p>(2) 法人単位における取組の強化</p> <p>ア 実践事例の収集、ホームページ、広報紙等による実践事例の発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人単位の取組の実践事例から地域の実情に合わせた地域における公益的な取組を見出し、地域福祉の向上を図る。

推進事項3 社会福祉関係団体への支援

福祉関係団体が、民間性を発揮した活動を展開できるよう支援するとともに、各団体の課題や情報を共有し、お互いの強みや特性を活かし合うことができるよう、広域的な観点から「協働の場づくり」を推進します。

事業の計画及び概要	求める成果
(1) 社会福祉団体等の連携強化 ア 社会福祉団体連絡協議会の開催 イ 県障害者社会参加推進協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体で取り組んでいくべき重要な課題に対し、解決に向けて協働できる関係性の構築 ・各団体の運営・活動基盤を充実・強化することにより、地域福祉の向上を図る。
(2) 社会福祉団体への財政支援 ア 県民間社会福祉団体運営費の助成 イ 県民間社会福祉活動促進事業費の助成	
(3) ソーシャルアクションの実施 ア 社会福祉に関する県への要望 イ 児童虐待防止静岡の集いへの参画 ウ 障害を理由とする差別解消推進県民会議への参画	

実施目標2 福祉サービスの担い手の確保と育成を支援します

推進事項1 福祉サービスの担い手の確保と定着に向けた支援

社会福祉人材センター及び保育士・保育所支援センターの更なる周知を行い、求職者の確保と個別支援の強化を図ります。

また、施設・事業所や行政、養成校等の関係機関と連携強化を図り、壮年世代や外国人などを含めた多様な人材確保や就労環境改善に向けた方策の検討及び実践等の取り組みをとおして、福祉業界が一丸となり、福祉人材の確保に取り組みます。

事業の計画及び概要	求める成果
1 社会福祉人材センターの運営及び利用促進 (1) 無料職業紹介所の運営（本所・東部支所） （目標就職者数 全県 1,000 人） ア 福祉・介護求人者や求職者からの相談、就労・就職あっせん等 イ 無期雇用者の離職状況の確認 福祉サービス事業所と期間の定めのない労働契約を締結した者が、就職した日から6か月以内に解雇以外の理由で離職したか否かについて確認 (2) 社会福祉人材センター運営委員会の開催 社会福祉人材センターの運営を円滑、効果的に実施するために開催 (3) 福祉人材マッチング機能強化事業の実施 求職者のニーズに適した職場開拓や従事者が働きやすい職場環境作りのための事業者支援などを行う。 ア キャリア支援専門員の設置 5人	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の要請に対応できる社会福祉人材センターの運営とより良い福祉・介護人材の確保と定着の促進 ・就職氷河期世代、シニア世代、UIJターン希望者を含めた求人、求職者の開拓 ・ミスマッチの解消

ハローワークや他機関の就職フェア等での出張相談、施設・事業所訪問、求職者・求人者への個別支援等を実施

イ 専門アドバイザーの設置

(公認会計士、社会保険労務士に委嘱)

人事管理や労務管理及び経理事務等に関する専門的な相談会の実施

ウ 社会福祉人材センター情報発信事業の実施

各市町社会福祉協議会等の協力を得て、地域に根付いた活動を通じて社会福祉人材センターの取組みの紹介や福祉の仕事の相談などを行い、社会福祉人材センターの認知度を高めるとともに、きめ細やかな求人・求職者支援を実施することによりマッチングを図る。

エ ミニ就職相談会の開催

小規模な相談会を開催し、求職者が求めている詳細な労働条件や施設・事業所の雰囲気伝えることにより、求人・求職のマッチングを図る。

オ 求職者向けの施設見学(オンライン)の実施

事業所が主体的に求人活動を行うことを支援するため、求人者と連携して求職登録者を対象とした ZOOM や動画による施設見学等を企画・実施する。

カ 県主催移住フェアや小規模就活イベントへの参加

(4) 福祉の就職相談会の開催

【他業種からの転職者や学生等幅広いターゲット向け】

ア 就職相談会(対面式6回)

イ 求人PRサイトの運営(通年)

ウ 合同企業説明会(2回)への参加

【福祉系大学向け】

大学等と連携して、学生が福祉職に興味を持てるような内容のセミナーや就職相談会を開催する。(ゲストスピーカーの派遣、出張相談会等)

(5) 福祉の職場体験事業の実施(目標 1,000人)

福祉・介護の職場に就職を希望・検討する求職者や福祉系学校に進学希望・関心のある中学生以上の学生を対象にした職場体験

(6) 介護職員復職支援事業

結婚、出産等で離職した介護職経験者の掘り起こしを行い、復職希望者の復職を支援し、介護人材の確保を図る。

- ・介護職経験者の掘り起こしのための広報
- ・介護職復職者の事例動画の作成
- ・介護福祉士等の届出システムへの登録促進
- ・復職前研修の開催
- ・復職希望者の希望に沿った事業所との個別マッチング

・求人者や求職者への個別支援による人材確保の促進

・人事・労務、経理事務の正しい理解と職場環境改善の促進

・県内広い地域における社会福祉人材センターの周知と求職者の確保



ミニ就職相談会の様子
(令和5年10月20日)



ZOOM を利用した施設内紹介
(令和5年5月23日)






福祉の就職相談会
(令和5年7月23日静岡市)

・学生の介護等の福祉職に対する興味関心を高める

・求職者の希望を反映した体験等を行うことで、きめ細かな就労支援につなげる

・離職介護経験者の復職支援による介護職員の確保

<p>・復職後のサポート(早期離職防止)</p> <p>(7) 静岡県福祉職合同入職式(～入職者のための合同研修会～)の開催</p> <p>ア 合同入職式: 3月 県内福祉施設に次年度4月採用の新規入職者を対象にした入職式・研修会の開催</p> <p>イ フォローアップセミナー(入職3年目までの職員対象): 11月開催 令和3年度、令和4年度及び令和5年度開催の合同入職式参加者を対象としたセミナーの開催</p> <p>2 事業者等と福祉人材確保・定着実践研究会の実施</p> <p>(1) 事業所の採用担当者等とのWEB会議の開催</p> <p>(2) 課題解決に向けた実践</p> <p>ア 調査研究の実施 (養成校進路調査、県内福祉系大学教員との共同研究)</p> <p>イ 福祉人材確保・定着事例集の作成</p> <p>ウ ランディングページの作成 (「静岡県社協が人材センターを担う意義・価値」をブランディングしつつ構築)</p> <p>(3) 福祉人材確保実践セミナーの開催 人材【確保】【定着】の2研修を開催(6月・7月)</p>	 <p>復職前研修の様子 (令和5年12月19日静岡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員の資質とモチベーションの向上 ・福祉・介護職場における職員の定着促進  <p>福祉職合同入職式 (令和5年3月7日中部地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人との意見交換により、今後の事業運営の参考とする。 ・現職の福祉職員の特性や仕事を続ける理由を把握し、今後の人材確保・定着方を検討する。 ・静岡県社協が人材センターを担う意義・価値を再検討し発信する。 ・新たに「社協編」を開催し、市町社協の人材確保と定着を支援する。
<p>3 他機関との連携による外国人福祉人材等の雇用・定着支援</p> <p>(1) 外国人介護人材サポート事業</p> <p>ア 法人間連携意見交換会の開催(3回)</p> <p>イ 事業所個別訪問の開催(40回)</p> <p>ウ 受入準備セミナーの開催(4回)</p> <p>エ 研修交流会の開催(本人向け16回、支援担当職員6回)</p> <p>オ センター運営連絡会議(3回)</p>	 <p>外国人介護職員研修交流会 ミャンマー回(令和6年2月14日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の外国人介護職員の実態を把握し、必要な支援策を検討、実施する。 (例)介護福祉士取得を目指す外国人介護職員が増えてきている。

4 保育士・保育所支援センターの運営及び利用促進

(1) 保育士・保育所支援センターの運営

就職支援コーディネーターの配置 3人

ア 事業所の保育士募集、求人に関する相談対応

イ 訪問による保育所等の方針や求人の把握

ウ 潜在保育士の就労に関する相談対応、潜在保育士への情報発信の強化

エ 求職者のニーズに合った就職先の紹介、あっせん

オ 保育士資格の取得等に関する相談対応

カ 求人者、求職者のマッチングの強化

キ 保育補助者の人材確保支援

ク 現職保育士に対する、就労継続に向けた相談支援の実施

ケ 現職保育士に対する、就労継続に向けた SNS を活用した社労士等による相談支援の実施

(2) 保育就職説明会の開催

求職者（保育士）と雇用者（保育施設）が一同に会する機会を提供し、保育の職場に就労を希望する者の就職活動を支援

・対面式またはWEB 5回

(3) 潜在保育士職場復帰支援研修の開催

潜在保育士等を対象に、復職への不安を緩和し再就職への意欲を高めるための研修を開催

※保育就職説明会と同時開催する。（2回）

(4) 出張相談会の開催

ハローワークや行政等が実施する就職相談会への出張相談会の実施（県8回 静岡市8回）

(5) 保育現場体験事業

保育士及び資格取得見込者を対象に、保育所等での現場体験を実施（4月～2月末）

対象を高校生以上（静岡市）

(6) 保育士・保育所支援センター登録システム及びホームページの管理運営、離職保育士届出制度の周知

(7) 放課後児童支援員の人材確保支援

保育士資格を有する放課後児童支援員の人材確保について、求職者と求人者からの相談対応や勤務条件等のマッチングを実施

(8) 保育士養成施設連絡会の開催

保育士の就労と職場定着を目的とした情報共有と協議を実施

- ・保育士・保育所支援センターの周知と新たな求人及び求職者の開拓
- ・保育補助者の求人及び求職者の開拓
- ・保育人材の定着支援



保育のお仕事フェアオンライン
(令和5年11月16日)

- ・保育現場復職への不安払拭や保育現場の理解




出張相談会のミニセミナー
(令和5年12月13日静岡市)



出張相談会の様子
(令和5年9月14日静岡市)



- ・復職支援による保育人材の確保

<p>5 保育士、介護福祉士等の資金貸付事業の実施</p> <p>(1) 介護福祉士修学資金貸付事業</p> <p>ア 介護福祉士修学資金 介護福祉士養成施設に在学する者及び実務者研修受講者に対し、授業料等の貸付けを行う。</p> <p>イ 再就職準備金 離職した介護職員が介護職員として勤務する際に、再就職準備金の貸付けを行う。</p> <p>ウ 障害福祉分野就職支援金 研修終了後障害福祉職員として就職する際に、就職支援金の貸付けを行う。</p> <p>エ 福祉系高校修学資金 福祉系高校に在学する者に対し、介護実習費等の貸付けを行う。</p> <p>(2) 保育士修学資金等貸付事業</p> <p>ア 保育士修学資金 保育士養成施設に通う学生に対し、授業料等の貸付けを行う。</p> <p>イ 保育補助者雇上費 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の一部について貸付けを行う。</p> <p>ウ 保育料の一部 未就学児をもつ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する際、未就学児の保育施設利用料の一部について貸付けを行う。</p> <p>エ 就職準備金 潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する際の就職準備金の貸付けを行う。</p> <p>オ 子どもの預かり支援事業利用料金の一部 未就学児をもつ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する際、未就学児の預かり支援に関する事業所を利用した場合の利用料金の一部について貸付けを行う。</p> <p>(3) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 児童養護施設等を退所し、就職または進学した児童等に対し、家賃相当額や生活費、資格取得費を貸し付けることにより、自立を支援する。</p> <p>ア 生活支援費</p> <p>イ 家賃支援費</p> <p>ウ 資格取得支援費</p> <p>(4) ひとり親家庭訓練促進資金貸付事業</p> <p>ア 入学準備金・就職準備金 高等職業訓練促進給付金を活用し、看護師等の就職に有利な</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の介護施設等への有資格者の就職促進と定着 ・ 保育人材の確保 ・ 保育士の雇用管理・労働環境の改善 ・ 潜在保育士の職場復帰促進 ・ 施設入所児童等の自立の推進 ・ 施設退所者等の退所後の安定した生活基盤の確立 ・ ひとり親家庭の経済的自立 ・ 看護師等の人材確保
--	---

<p>資格を取得するため養成機関に入学し卒業後その資格を利用し就労自立を目指すひとり親について、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。</p> <p>イ 住宅支援資金</p> <p>母子父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金の貸付を行う。</p>	
<p>6 県ホームヘルパー連絡協議会の事務受託</p>  <p>第1回一般研修会 (令和5年8月24日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護職員の資質向上
<p>7 福利厚生センターの事務受託</p> <p>ア 業務推進委員会の開催</p> <p>イ 会員交流事業及び地域開発メニューの実施</p> <p>ウ 会員加入等促進活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員の職務に対する意欲向上 ・施設職員の定着率の向上

推進事項2 福祉業界・仕事の魅力発信

将来の福祉・介護従事者の確保を目的として、小、中、高校生を対象に福祉・介護職のイメージアップを図るための出前講座（セミナー）や体験ツアーを実施するとともに、一般的に持たれている福祉・介護の仕事に対する漠然とした不安やイメージを払拭できるよう、WEB広告・SNS等を利用した広報により福祉・介護職の魅力発信を行い、効果的に福祉人材の確保につなげていく。

事業の計画及び概要	求める成果
<p>1 福祉教育・仕事理解の講座等による若年層や教員、保護者等への浸透</p> <p>(1) 福祉のお仕事魅力発見セミナーの実施 (4月～2月 県内小学校・中学校・高等学校等) ア 県内の学校を訪問し、福祉・介護の仕事について興味・関心、理解を深める出前講座を実施（150回開催 小学校50回、中学校80回、高校20回） イ セミナーの資質向上のための講師意見交換会を開催（1回）</p> <p>(2) 保護者向け啓発資料の作成、配付 ア 資料作成 10,000部</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護職（場）への理解促進と将来にわたる福祉・介護人材の安定的な参入促進 保護者の福祉の仕事に対するネガティブなイメージの払拭 福祉・介護職場のイメージアップ 
<p>2 福祉施設の見学会や参加・体験型イベントの実施</p> <p>(1) 福祉のしごと学び体験ツアーの実施 中学生・高校生・保護者・教員などを対象に、福祉施設を見学する無料の1日バス見学体験ツアーを東部・中部・西部の3地区で各20人を規模に実施する（開催時期：7月～8月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う中高生、保護者教員等が福祉施設見学を通じて利用者と直接触れ合うことで仕事の魅力を感じ、将来の進路として考えるきっかけとなる。 
<p>3 WEBサイトやSNSによる広報・啓発の推進</p> <p>(1) 広報（新聞、テレビ・WEB CM等）の実施</p> <p>(2) リーフレット（Job-note）の発行</p> <p>(3) 社会福祉アクセスガイドの発行</p> <p>(4) 利用の手引きの発行</p> <p>(5) 求人の手引きの発行</p> <p>(6) 社会福祉人材センター年報の発行</p> <p>(7) 福祉・介護の仕事イメージアップ冊子の発行</p> <p>(8) ホームページの充実</p> <p>(9) WEB広告の実施</p>	<div data-bbox="954 1384 1380 1489" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>福祉のしごと学び体験ツアー (令和5年7月26日東部会場)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉人材センターや福祉の仕事の社会的認知度の向上

推進事項3 質の高い人材の育成支援

1 各種研修の実施

人手不足が深刻化している中、福祉職場のイメージアップ等により、福祉従事者を確保するため、現に福祉職場に従事する方の資質向上と併せ、就労環境の改善が急務となっています。

そこで、福祉・介護職員を対象とした外部研修実施機関として、階層別・テーマ別の研修会を、研修内容に適した方法（集合開催、オンライン（ライブ配信・録画配信）開催）で開催するとともに、人材育成の基本となる事業所内で充実した職員研修の実施を支援します。

また、研修の受講率や満足度等を評価・分析し、研修内容の見直しを進め、ニーズにあった研修の提供をします。

事業の計画及び概要	求める成果
<p>(1) 研修の体系化及び効率性の向上</p> <p>ア 研修体系に基づき 65 種 93 本の研修を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な事業所も参加しやすいオンライン開催研修の継続実施。（実技系研修やグループワークの比重が大きい研修は集合で実施） <p>イ 積極的な研修広報の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修情報を希望する県内社会福祉施設等へ毎月電子メールで提供(1,450 施設等以上) <p>ウ LINE公式アカウントの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人あてに研修情報を提供(300 人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員に必要とされる組織力・専門技術力・人間力の習得を通じてサービスの質向上や職員の職場定着に寄与 ・事業所及び本会の経費削減・事務の効率化 ・受講者の確保
<p>(2) 事業所内の人財育成の支援</p> <p>ア 効果的な職場内研修の企画・実施を実現するための研修を実施</p> <p>イ 施設・事業所のニーズに応じた講師の紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内研修の更なる充実
<p>(3) 研修体系の見直し</p> <p>ア 研修ニーズ調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対し、研修参加当に対する状況・ニーズの聞き取り調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容の更なる充実や受講しやすい研修の実施方法の検討・見直し



研修風景（集合研修・グループ発表）



研修風景（オンライン研修）

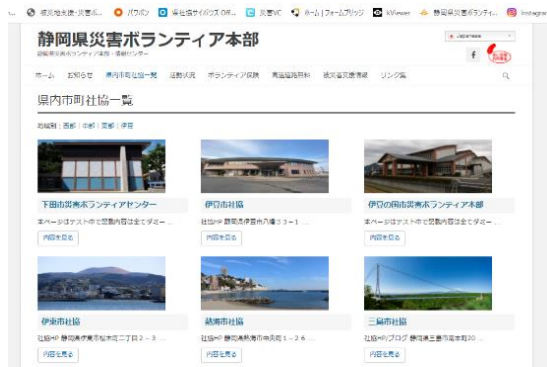
基本目標3 災害福祉支援体制づくり

実施目標1 災害に備えた支援体制を構築します

推進事項1 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの機能強化

県内全域を対象にボランティア活動の支援を行う広域拠点として、市町災害ボランティア本部が円滑に機能するよう、人材育成、活動資機材の整備、情報発信拠点及び県行政等関係機関・団体との連携体制の強化を図ります。

事業の計画及び概要	求める成果
(1) 本会職員の人材育成 ア 職員向け研修の開催 イ SNS等を使った情報発信トレーニングの実施 ウ 県社協災害対応マニュアルに基づく初動訓練実施	<ul style="list-style-type: none"> ・本会職員が本部運営のイメージを共有でき、初動対応ができる。
(2) 活動用機器（資機材）の配備と保守点検 ア 設置資機材を活用した稼働訓練と保守点検 イ 西部県域（浜松市）への設置及び新規設置拠点の検討（赤い羽根共同募金助成事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規拠点の設置 ・設置先関係者と資機材の定期点検と管理ができている。
(3) 県本部・情報センターの体制整備 ア 支援協定に基づく平時の取組の実施 イ 支援協定の年次確認の実施 ウ 県本部・情報センターHP内の市町別サイトの随時更新 エ 災害福祉支援センターに関する情報収集 オ 災害支援活動を行う県域団体との情報交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から発災後を想定した訓練等が実施されている。
(4) 県本部マニュアルの更新 ア 県、県ボランティア協会と更新内容の検討 イ マニュアルの更新	<ul style="list-style-type: none"> ・実行性あるマニュアルの完成と随時見直し。



県災害 VC 本部・情報センター
HP・市町別サイト



災害ボランティア活動用
機器整備事業【静岡市】
(赤い羽根助成事業)

推進事項 2 静岡県災害福祉広域支援ネットワークの機能強化及び社会福祉事業者の防災対策支援

県・市町の災害対策本部と連携し、地域の要配慮者を支援する「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク」の強化を図るため、「静岡 DWAT」登録員のスキルアップ、事務局体制の強化、受援体制の構築及び他の専門職チームとの連携体制の構築を図ります。

事業の計画及び概要	求める成果
(1) 災害派遣福祉チームの体制強化 ア 静岡 DWAT 登録員養成研修の開催 イ スキルアップ研修の開催 ウ 平常時の支援活動展開 エ 県内3地域(東部・中部・西部)における支部活動の推進 オ エリア別(東部・中部・西部)情報交換会の開催 カ ネットワーク会議の開催 キ 医療・保健・福祉分野における災害支援団体連絡会の開催(2回) ク 広域相互支援ネットワークの構築(近隣県事務局との意見交換)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から発災後を想定した訓練等が実施されている。 ・ 支部化の活動が始まっている。 ・ 多職種に、災害派遣福祉チームが周知されている。
(2) 要配慮者支援の理解促進 ア 静岡 DWAT 出前講座の実施 イ 職能団体、種別協等との合同研修会の開催 ウ 静岡 DWAT 啓発用展示パネル貸し出し事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張講座、研修等が実施されている。
(3) 個別避難計画(災害時ケアプラン)作成事業 ア 市町における計画作成支援 イ 市町行政(福祉部局、防災部局)向け研修会の開催 ウ 福祉専門職(ケアマネ、相談支援員等)向け研修会の開催 エ 専門家派遣事業の実施【新規】 オ 個別避難計画作成事業報告会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町等において、計画作成の方法等が正しく理解されている。



令和5年度静岡県総合防災訓練
(浜松市)



令和5年度 個別避難計画研修会
(東部会場/沼津市)

実施目標2 災害時の市町社協を支援します

推進事項1 市町社協運営支援

「被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案」(全社協作成)を進め、災害時の連絡体制の整備や社協間のネットワークを活かした効果的な支援のあり方を検討するとともに、BCP(事業継続計画)の策定など、提案に沿った体制づくりを支援します。災害時には社協ネットワークを駆使し、災害支援活動に専念できるよう、スーパーバイズ機能、コーディネート機能、代替機能を発揮した支援活動を行います。

事業の計画及び概要	求める成果
(1) 災害時相互支援協定に基づく職員派遣の円滑化 ア 県本部立上げ、市町災害VCと連携した訓練の実施 (2) 県災害ボランティア本部・情報センターの体制整備 ア 県本部立上げ訓練と連動した実践的な訓練の実施 イ 外部からの受援に対する検討 ウ 運営財源確保に関する要望の継続 エ 県、県ボランティア協会との検討会の実施 (3) 市町社協災害ボランティア担当者研修・会議の実施 ア 災害対応研修会の実施 イ 災害ボランティア担当者会議の開催 ウ 県下社会福祉協議会被災者中心の支援力強化研修※新規事業 (赤い羽根助成事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町災害VCへの適切な支援体制ができる。 ・市町支援チームの体制と運営財源の確立がされている。 ・災害支援が平事業との延長線にあり、社協が被災者支援に取り組む意味を理解する。

推進事項2 被災者への生活支援

事業の計画及び概要	求める成果
(1) 円滑な生活福祉資金(特例貸付)の実施 災害時等の貸付けの特例措置に関する協定に基づく協定機関連絡会の実施及び実施体制・方法の検討 (2) 日常生活自立支援事業の利用者への支援の検討 ア 運営マニュアルに基づいた訓練の実施(1回) イ 災害VCと他事業との連携検証(随時) (3) 介護保険サービス利用者への支援の検討 サービス利用者の安否確認と避難生活時の支援を想定した体制整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町社協で災害時の事業運営が円滑に展開できる体制構築 ・県市町社協の担当職員が共通認識のもと行動できるようにする。 ・県市町社協の担当職員が共通認識のもと行動できるようにする。

基本目標4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり

実施目標1 組織・経営強化を図ります

推進事項1 組織体制の強化

本会の会員サービスの充実に向けた検討を引き続き行うとともに、未加入の県内事業所等に対する加入促進を行います。

また、制度改正や社会の動向に対応して組織体制を見直すとともに、法令順守が徹底されるよう取組みます。

災害に対しては、想定されるあらゆる状況に対応できるよう業務班別活動マニュアルの整備等を行います。

なお、令和6年度から5年間の静岡県総合社会福祉会館（シズウエル）の次期指定管理については、静岡県と締結する協定書を遵守し、入居団体や利用者の安心と満足を確保する管理と運営に努めます

事業の計画及び概要	求める成果
1 会員サービスの充実 ・企画戦略会議（組織・経営強化委員会）において会員サービスについて検討し、提案事項の試行	・会員制度の理解促進、サービス充実による退会者の減少、加入者の増加
2 未加入事業所、賛助会員の加入促進 ・企画戦略会議（組織・経営強化委員会）における検討結果に基づく情報発信や加入促進策の実施	・会員及び賛助会員の増加
3 連絡協議会、部会、委員会活動の充実 ・市町社協連絡協議会、社会福祉団体連絡協議会の運営（再掲） ・部会（介護保険・広報啓発・総務部会）、事業別委員会の開催（再掲）	・連絡協議会、部会、委員会での意見を中期計画、年度計画に反映
4 事務組織体制、ガバナンスの強化 ・ガバナンス強化に向けた研修等の検討 ・制度改正や社会の動向に対応した見直し ・日常的な事務処理の見直し	・法令順守の徹底 ・事務の効率化、簡素化
5 理事会・評議員会の運営 (1) 理事会の開催 年間3回（6月、10月、3月） (2) 評議員会の開催 年間3回（6月、11月、3月） (3) 監事監査の実施（5月） (4) 評議員選定委員会の開催（6月）	・県社協や地域が抱える課題や重要事項等の審議による、県社協事業の円滑な遂行と的確な地域福祉施策の推進 ・理事及び評議員の意見の事業運営への反映
6 政策提言の実施 静岡県に対する提言活動	・社会福祉に関する県への要望等の実現
7 県社協事業継続計画、各業務班の活動マニュアルの随時見直し	・県社協事業継続計画に基づく各業務班の活動内容の明確化
8 県社協災害対策本部の立ち上げ訓練の実施	・災害時に備えた立ち上げ訓練の実施
9 県総合社会福祉会館（シズウエル）の管理・運営 会館次期指定管理（令和6年度～）の適正執行	・入居団体や利用者が安心し、満足が得られる運営の推進

10 防災訓練の実施 (1) 情報伝達訓練の実施 (4月、県社協職員, 会館入居団体職員) (2) 総合社会福祉会館防災訓練の実施 (8月・2月)	・入居団体職員の防災意識の高揚、防災設備操作の熟知
11 任意監査の実施 (1) 決算書類に関する任意監査の実施 (5月) (2) 出納業務に関する任意監査の実施 (11月) (3) 会計業務及び予算執行に関する任意監査の実施 (2月)	・会計経理の適正な手続きと事業運営の透明性の確保

推進事項2 経営基盤の強化

限られた財源を有効活用するため、財政の効率化と改善を推進し、財政基盤の強化を図ります。

事業の計画及び概要	求める成果
1 新たな自主財源収入の検討・獲得 ・県共同募金会と連携した寄付金の活用 ・研修事業における収入増の工夫	・財源確保による雇用の維持や自主財源事業の新たな展開 ・新たな自主財源の捻出や有効活用による財務基盤の強化 ・計画的な財務執行の推進
2 各種基金の運用方法の継続的な見直し ・必要に応じた資金運用規程等の見直し	
3 経常経費の見直しによる支出削減 ・第6次活動推進計画に向けた事業の見直し ・事務機器等契約の見直し ・事業検証、決算分析の実施 ・支出削減の積極的取組 ・エコジョブ運動の実施による事務改善活動	
4 ICT活用による業務効率化 ・各種業務システム提供事業者との協議を通じた運用の改善	

推進事項3 広報力の強化

県内の地域共生づくりに向けた先駆的な取組や地域特性を反映した取組などの最新情報を収集し、職員一人一人が高い意識を持ち、福祉情報を届ける客体を認識しながら、様々な媒体を活用した広報・情報提供の取組を進めます。

また、本会の事業理念を積極的に広報し、本会の認知度を高めます。

事業の計画及び概要	求める成果
1 福祉情報の発信強化するための取組 (1) ホームページの充実及び積極的な活用促進 (2) 広報力強化を検討する場の設置 (3) 県社協パンフレットによる広報 (4) 機関紙「むすぶつなぐ」(社会福祉しずおか)の発行 ・年間8回(奇数月、4月、10月) ・各11,300部発行 (5) 実用性の高い情報発信の研修実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協ホームページの地域共生社会づくりのポータルサイトとしての機能発揮 ・社会福祉協議会の認知度向上

実施目標2 「人財」育成を図ります

推進事項1 安心して働ける職場づくり

安心して長く働くことのできる職場づくりのため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得推進のための取組を行います。

また、本会職員が、育児・介護等個々のライフスタイルに合った働き方ができるよう働きやすい職場環境を整備します。併せて、県社協職員として目指すべき職員像や具体的な行動目標について、役職、階層、雇用形態ごとに明文化し、知識や技術の向上に取り組めます。

事業の計画及び概要	求める成果
1 働きやすい職場環境づくり (1) 長時間労働の是正や年次有給休暇・夏季休等の取得推進のための取組 (2) テレワークなど、育児・介護等のライフスタイルに合わせた多様な働き方の推進 (3) 職員福利厚生事業 ・職員健康診断(年1回実施) ・人間ドック助成(35歳以上65歳未満) ・県派遣職員人間ドック事業 ・インフルエンザ予防接種助成 ・衛生委員会(根拠:労働安全衛生法) ・ストレスチェックの実施・面接指導の実施 ・福利厚生事業者の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のワーク・ライフ・バランスの向上 ・仕事の効率化による生産性の向上 ・安定的な人材の確保 ・職員が安心して長く働ける職場環境の実現 ・職員のストレスの軽減 ・職員の健康保持

<p>2 計画的な職員採用と人材育成の仕組みづくり</p> <p>(1) 計画的な職員採用</p> <p>(2) 教育体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目指すべき職員像、行動目標の検討 ・ 正規職員の組織的な人材育成 <p>(3) 外部研修の受講管理 (新採、中堅、管理職員等)</p> <p>(4) 専門研修(テーマ別)への参加</p> <p>(5) 職員に対する資格取得奨励研修(希望選考制)</p> <p>(6) 外部からの依頼による講師の派遣</p> <p>(7) 業務マニュアル等の整備と継続的な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入職員の育成 ・ 人財育成の体系化 ・ 職員の知識や技術の向上
--	--